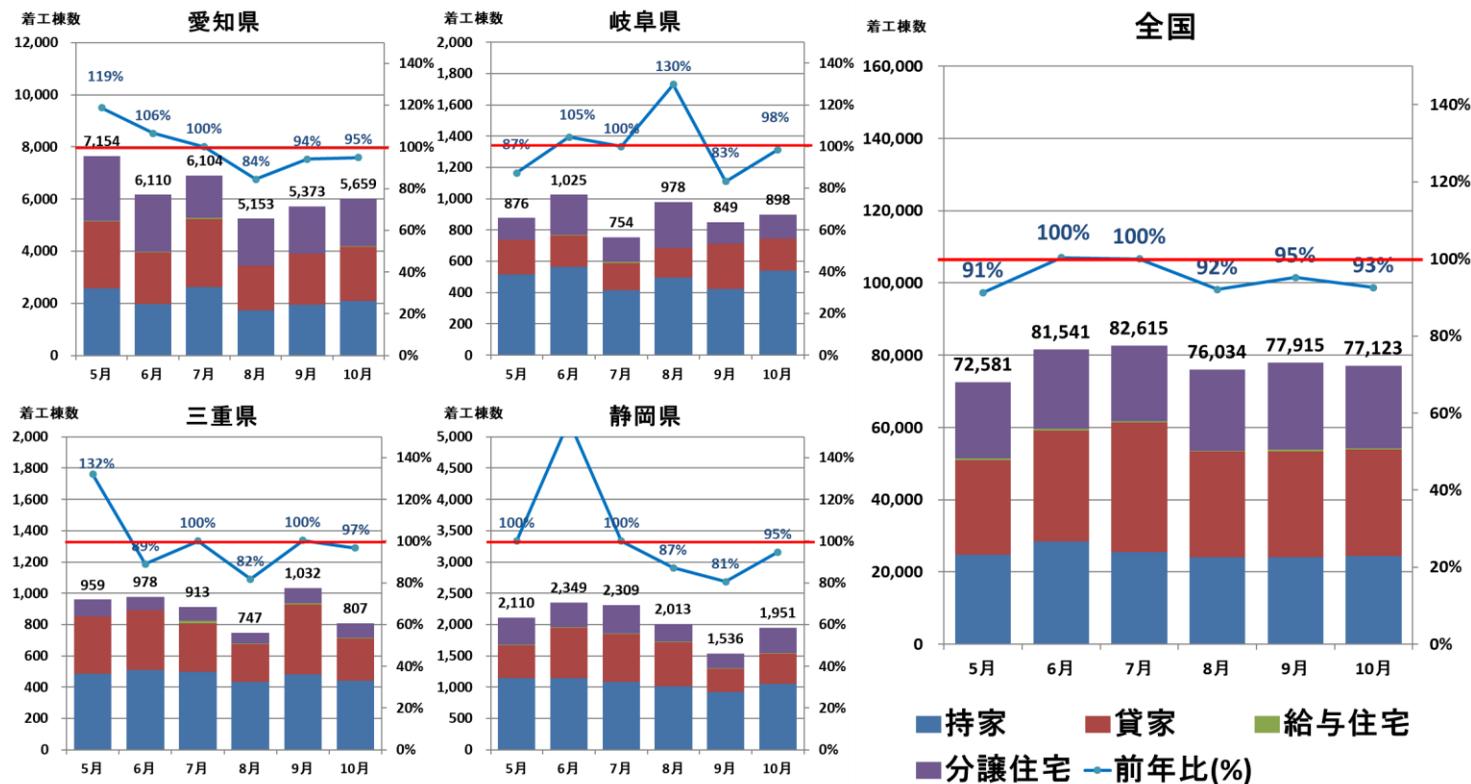


東海4県の着工推移



次世代住宅ポイント制度の実施状況 (令和元年11月末日時点)

ポイント申請受付状況 (令和元年12月13日国土交通省発表)

	令和元年11月	累計
新築	13,540戸	42,080戸
リフォーム	18,702戸	29,284戸
合計	32,242戸	71,364戸

ポイント発行の申請期間は令和2年3月31日までです。

ポイント発行状況(予約申請を含む)

	令和元年11月		累計	
新築	7,710戸	2,660,694千ポイント	31,355戸	10,898,000千ポイント
リフォーム	3,904戸	202,455千ポイント	8,613戸	414,739千ポイント
合計	11,614戸	2,863,149千ポイント	39,968戸	11,312,739千ポイント

長期優良住宅化リフォーム推進事業 交付申請受付期間を延長

国土交通省 住宅局 住宅生産課は、既存住宅の性能向上や良好なマンション管理に資する優良なリフォームを支援する「令和元年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業」の交付申請の受付期間を**令和2年1月31日(金)**まで延長しました。(変更前：令和元年12月20日(金)まで)

1) 補助対象住宅

リフォームを行う既存住宅（戸建住宅、共同住宅とも対象）
※事務所や店舗など住宅以外の建物は対象外

2) 主な事業要件

- ・リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ・一定の住宅性能を有するようリフォーム工事を実施すること
- ・リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

3) 補助対象費用

- ・性能向上リフォーム工事等に要する費用
- ・インスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等に要する費用

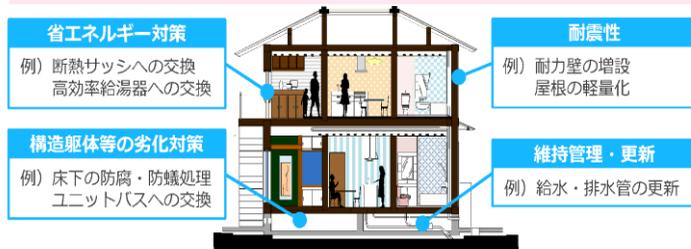
4) 補助率・補助限度額

- ・補助率：補助対象費用の1/3
- ・補助限度額：リフォーム工事実施後の住宅性能に応じて
100～250万円/戸
三世帯同居対応改修工事を実施する場合は
50万円/戸を上限に加算

性能向上リフォーム工事費

① 劣化対策や耐震性、省エネ対策など特定の性能項目を一定の基準まで向上させる工事

特定の性能項目： 構造躯体等の劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性
高齢者等対策（共同住宅のみ）、可変性（共同住宅のみ）



② ①以外の性能向上工事



三世帯同居対応改修工事費

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事

リフォーム後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あることが必要です

詳しくは長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室HPよりご確認ください。 <https://www.choki-r-shien.com/>

改正建築物省エネ法が施行

改正建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、5月17日公布）の一部が11月16日より施行されました。今回施行される改正の概要です。

①. 届出制度における所管行政庁による計画の審査の合理化

計画の届出に併せて民間審査機関の評価書を提出した場合に所管行政庁の省エネ基準の適合、審査を合理化し、省エネ基準に適合していない新築等の計画に対する監督体制を強化する。

②. 住宅トップランナー制度の対象への注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者の追加

大手住宅事業者の対象について、注文戸建住宅は年間300戸以上供給する事業者、賃貸アパートは年間1,000戸供給する事業者とし、住宅トップランナー基準を目標年度までに達成することを努力義務として課す

3. 省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）の対象への複数の建築物の連携による取組の追加

複数の建築物に係る省エネ性能向上計画の認定を受けた場合、省エネ性能向上のための設備に係る容積率特例の上限を、複数の建築物の床面積の合計の1/10とする。

2020年度に予定されていた新築戸建住宅の省エネ基準適合義務化は見送りになりましたが、代わりに建築士が施主に対して省エネ性能について説明する仕組みとして「説明義務制度」が2021年4月に導入されることになりました。

詳細は国土交通省のHP <http://www.mlit.go.jp/> でご確認ください。